

29 監査公表第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のように公表する。

平成 29 年 9 月 15 日

愛知県監査委員	篠田 信示
同	川上 明彦
同	山内 和雄
同	神野 博史
同	鈴木 喜博

1 監査の種別

随時監査

2 監査の対象

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する事項

3 監査の概要

(1) 監査の目的

財務に関する事務の執行を対象に、会計事務が法令等に基づいて日々適正に処理されているかなどについて、監査を実施する。

(2) 監査の実施方法

事前通告を行わない抜き打ちの監査手法を用いて、監査実施機関に赴き、現物や現場を確認し、財務に関する事務の執行に係る会計書類等について審査を行うとともに、関係職員に対する聴き取りを実施した。

(3) 監査実施日及び監査実施機関

監 査 実 施 日	監 査 実 施 機 関
平成 29 年 5 月 17 日	農林水産部 農業総合試験場
	農林水産部 畜産総合センター
平成 29 年 5 月 18 日	健康福祉部 動物保護管理センター（尾張支所）
平成 29 年 5 月 19 日	教育委員会 鶴城丘高等学校
平成 29 年 5 月 22 日	産業労働部 あいち産業科学技術総合センター食品工業技術センター

4 監査の結果

次のとおり注意改善を必要とする事項があった。

【指導事項】生産品の出納に関する事務が適切に行われていなかったもの（合规性）

該当機関 農業総合試験場

農業総合試験場で生産される農産物（野菜、花き等）については、生産により取得した物品（以下「生産品」という。）としての取得及び出納に係る事務を、ま

た、生産品を売却するときは、売却手続、売払代金の收受や金融機関への払込み、調定等に係る事務を、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）の規定に基づき行うこととされている。

しかし、農業総合試験場における生産品（バラ、カーネーション及びコショウラン）の取得及び出納に係る事務並びに生産品売払いに係る事務について確認したところ、生産品の売払代金の收受や金融機関への払込みは適正に行われていたが、生産品出納簿は、1か月近く記帳がされておらず、一部の生産等報告書は、決裁されないままとなっていた。

<参考>

○愛知県財務規則

（生産等による取得）

第106条 生産その他の原因により取得した物品があるときは、すみやかに生産等報告書（様式第58）により、所属の収支等命令者に引き継がなければならない。

（物品会計等に関する帳簿の種類）

第182条 会計管理者等は、次に掲げる帳簿により財産の記録並びに物品及び占有動産の出納及び保管の状況について明らかにしなければならない。

一 略

二 出納員及び分任出納員

（一）～（八） 略

（九）生産品出納簿（様式第104）

（十）以下 略

2 略